

私は大阪維新の会市会議員団を代表致しまして、議案第183号大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案に賛成の立場から討論させていただきます。

先ず初めにこの条例の意義を討論させて頂くに

先立ち、今一度本条例が言うヘイトスピーチの定義を改めてこの場で確認させていただきたいと思えます。

というのも、私を始め、すでに議員諸氏の先生方の元にはこの条例について制限しないことを求める声が大阪市民に限らず全国各地から寄せられていることと思えますが、その殆どが本条例がいうヘイトスピーチの定義を超えて表現の自由が制限されることを懸念するご意見でありました。元よりヘイトスピーチは一昨年にも国連の自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会からも日本政府に対して厳しい勧告がなされるなど、国際社会の中で到底容認されるものでないということは言うまでもありませんが、一方で私たち議会人は日々寄せられる住民のこうした不安の声に対しても、そもそも内容理解が違うからと軽視するのではなく、こういった不安な気持ちを持っておられる方がいらっしゃるという事実にも真摯に耳を傾け、その不安を取り除くよう最大限努力しなければならないと思うからであります。

本条例では第二条においてヘイトスピーチを、人種や民族などを理由に特定の個人やその集団を社会から排斥する目的で行うもの、あるいは、同じく人種や民族などによって特定の個人の権利や自由を制限する目的で行うもの、またはその人に対する憎悪若しくは差別意識、暴力を煽る目的でなされるもの、と定義しています。

私のところに寄せられた不安の声には、北朝鮮の水爆実験や、テポドンミサイルの発射についても非難できなくなるのであれば大変不安だという趣旨のものがありません。しかし、議員諸氏の先生方には既にご理解の通り、この条例では国家や、個人、またはその集団が行った具体的行為を非難することを制限することはありません。この条例が目指すところは、特定の人種や民族に属するという理由で全ての個人を憎悪の対象にして侮蔑し、排斥しようとすることは、この大阪ではやめにしていきましょうということです。

また、本条例ではこのような差別的な表現は本来あってはならないものと考えますが、不特定多数の人間に広く知らしめる方法で行う活動でなければ個人の

思想信条の自由に則り制限を加えないという点も今一度議員の皆様方と確認しておきたいとおもいます。

さらに合わせて確認しておきたいのは、本条例はヘイトスピーチの抑止を通じて、人種や民族を理由とする不当な差別や社会的不利益を被る住民の人権を擁護することと同時に、もう一方では、正当な表現活動を行う主体が人権侵害の加害者と見なされてしまうのを防ぐ意義も内包している点です。

まさに私をはじめ各議員のみなさまのところに寄せられた不安の声の通り、何がヘイトスピーチにあたるか曖昧な状態にあっては、正当な表現活動までヘイトスピーチと括られ正しい批判すら過剰に非難されることにもつながりかねません。

私はもし個人が非違行為を行っているのであれば、それは人種や民族に関わらず非難されるべきですし、制度に問題があるとすれば、その問題点を追求し、正していくことが、誰もが住みやすい、より良い社会に繋がっていくと考えております。

今回の条例ではそういった正当な表現活動からヘイトスピーチを切り分け、その垣根を定義することによって、より良い社会を目指すための表現活動と、人種や民族のみを理由に排斥と憎悪を求める活動を区別するものであることは、ぜひ議員各位と今一度この場で認識を一にしたいと思えます。

次に、本条例は原案が本市会に上程されて以来、特定の表現活動が本条例でいうヘイトスピーチに該当するかどうか意見を述べる審査会の委員の選任の仕方と、人権侵害を疑われる事案が発生した際に、自身の尊厳を回復するための措置を取りたい被害者を後押しするために行う訴訟費用の貸付が議論の的となつてまいりました。今回吉村市長におかれましては委員長から報告のあった通り、議会の議論を斟酌して頂き、審査委員の委嘱については公平性を担保するため、議会の要求通り、議会同意人事とする旨修正していただきました。また、訴訟費用の貸付については削除するよう修正されました。

さらには国における議論も展望が見通せない中で、外国人が多く住む大阪において、地方の問題はまずは地方主導で解決するというニアイズベターの考え方のもと、全国に先駆けて条例制定を行うものの、

その後、国の方で新たな法制度が整備された場合には、必要に応じ、その内容等を勘案し、本条例の規定について検討し、必要な措置を取る旨も合わせて記載されました。

以上、この間の議会から要望させて頂いた事項は全て取り入れた形に修正され、全会一致に向けた努力もこれ以上ないくらい取り計らっていただきました。

意見の違う様々な会派がそれぞれの視点に立ち、具体的な問題点を指摘し、議論を積み上げてきた結果が、この修正案であると認識しております。

差別や人権侵害に苦しむ人たちを無くすという目的の達成を急ぐあまり、その他の重大な問題を見落とすことの無いよう、議会としても本条例の公平性、そして何より表現の自由の担保に対して最大限配慮した内容となっております。ここに至って、なお慎重に慎重を期する余り、現にヘイトスピーチ被害に遭っている住民への対策が遅れ被害が広がる事は、あってはならないと考えます。

以上諸般の理由から、議員各位におかれましては本条例にご賛同頂き、良識の府としての職責をともに果たしていただきたいと思っております。

いま、世界では様々な地域で紛争が起こっています。その最も悲惨な地域のひとつであるイラクに送られたイギリス人兵士の言葉が近年、世界に大きなインパクトを与え、ニュースになっています。ご存知の方も多いかも知れませんが、イギリス軍の兵士としてイラクに駐屯し、イスラム過激派の武装勢力によって右足を失った男性が帰還した後に語った言葉です。「私が爆撃の被害を受けたからと言って、私に「イスラム教徒が憎い」と言わせたがる人がいることに居た堪れなさを感じている。確かに私の足を奪ったのはイスラム教徒だった。そして、同じイギリス軍の服を着て共に従軍し、私と同じ日に腕を失った兵士もまたイスラム教徒だった。」この言葉は世界中から賞賛され、いまやイギリスという国の名声をも高めています。

今、今日も多くの文化的背景や国籍の違う人が住み、暮らし、また、沢山の観光客で賑わうこの大阪の街において、人種・民族を理由に他人を憎悪するよう不特定多数に働きかけるヘイトスピーチは、当人にとっては侮蔑の言葉を浴びせられ人格を深く傷つけられると同時に、それを見聞きする住民相互の間にも争いや不法行為を産む火種をつくり、住民生活に大きな損失をもたらす看過できない課題であります。本日ここに全国に先駆けて本条例を可決することで、

今後ヘイトスピーチの被害に苦しむ人を一日も早く減らしていくとともに、将来に目指すべき誇り高き大阪の都市像を広く国内外に発信し、国際都市大阪の価値を高めることこそ、住民利益に資することだと考えております。

大阪市会に所属する議員の先生方におかれては、各々の選挙区内を中心に、一人でも多くの住民の皆様にご理解いただけるようお力添え賜ります事をお願い申し上げ、私の討論とさせていただきます。